

労働局からのお知らせ

改正労働安全衛生規則について

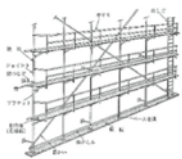
建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化を図るため、労働安全衛生規則が改正されました。

改正のポイント

1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために**十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付ける**もの。

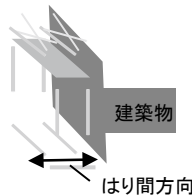
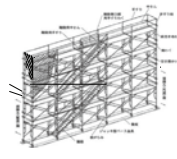
ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（(一社)仮設工業会より提供）



本足場の例（(一社)仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

足場を使用する建築物等の外面を起点とした**はり間方向の水平距離**が1メートル。（イメージで簡略化しています）

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することを義務付ける**もの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名を追加する**もの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、**足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「**計画作成参画者**」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「**仮設安全監理者資格取得講習**」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「**施工管理者等のための足場点検実務研修**」を受けた者

足場の点検後に記録すべき事項 に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

足場の種類別点検チェックリスト

〔資料〕

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用- (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名（ ） 工期（ ）～（ ） (注2)

点検者氏名（ ） (注3)

点検日（ ）年（ ）月（ ）日

点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立て、一部解体後、変更後）(その詳細) (注4)

足場等の用途、種類、概要 (注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び崩壊した状態				
2 建地、布、脚木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用壁薄防止設備の取外し及び腐蝕の有無(注11)				
5 欄木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、突っなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び脚木の損傷の有無				
9 変りようとして昇との取付部の状態及びつり装置の停止めの機能				